

滋賀県環境審議会条例

（平成6年3月30日）
滋賀県条例第17号
改正 平成9年3月31日条例第4号
平成12年3月29日条例第90号
平成15年3月20日条例第11号
平成19年3月20日条例第7号

滋賀県環境審議会条例をここに公布する。

滋賀県環境審議会条例

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項および自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他知事が適当と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第4条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の所掌事務に係る調査審議の経過および結果を審議会に報告するものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員または学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、審議会および部会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る庶務は、滋賀県健康福祉部において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

滋賀県環境審議会議事運営要領

(会議の招集)

第 1 条 会長は、滋賀県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

(議事)

第 2 条 会長は、議長として、審議会の議事を整理する。

第 2 条の 2 滋賀県環境審議会条例第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる関係行政機関の職員については、会長の承認を得て代理人をして出席させることができる。

2 前項の代理人として出席する場合は、代理人たることを証明する書面を会長に提出しなければならない。

(専門委員)

第 3 条 専門委員は、会長の求めにより、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第 4 条 審議会に次の部会を置く。

- 一 環境企画部会
- 二 温暖化対策部会
- 三 水・土壌・大気部会
- 四 廃棄物部会
- 五 自然環境部会
- 六 温泉部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、第 1 項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第 5 条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、知事の諮問事項のうち特に重要な事項として会長が認めるものを除く。

(準用規定)

第7条 第1条から第3条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第8条 部会には、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員および専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会には委員長を置くこととし、部会長が指名する。

(会議の公開)

第9条 審議会および部会は公開とする。ただし、審議会については会長が、部会については部会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第10条 審議会および部会の議事については、その都度会議録を調整のうえ、保管しておかなければならない。

2 会議録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長または部会長が承認したときは会議録の一部または全部を公開とすることができる。

3 前項の規定は、審議会または部会において配布された資料に準用する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が、部会の運営に必要な事項は部会長がそれぞれ別に定める。

付 則

この要領は、平成6年8月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年9月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年6月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成 16 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。

別 表

部 会 名	所 掌 事 務
環境企画部会	一 環境の保全に係る基本的な施策に関すること(他の部会の所掌に係るものを除く)。 二 他の部会の所掌に属しない事項に関すること。
温暖化対策部会	一 温暖化対策に関すること。
水・土壌・大気部会	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関すること。 二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関すること。
廃棄物部会	一 廃棄物の処理に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関すること。
温泉部会	一 温泉に関すること。